

科目修了試験の追加実施のお知らせ  
(本学における最終試験)

日頃の学習、大変お疲れ様でございます。令和元年7月に発送した「本学における特例制度終了（閉講）のお知らせ」のとおり、令和2年3月末日をもって本学の特例制度課程は終了いたします。

予定では令和2年1月の科目修了試験（実施済み）を最終試験としていましたが、その前後で問い合わせや要望もあり、下記のように科目修了試験を追加実施することになりました。つきましては、受験希望の方は同封の専用の『受験申込書』を期限までに提出いただきますよう、お願い申し上げます。

1) 追加の試験日等

単位取得のためには、①レポート提出・合格、②科目修了試験の受験・合格、（乳児保育のみ③スクーリング受講・合格）を経ないと単位が発生しません。受験をご検討の方は、必ず試験日前までにレポートを提出してください。

尚、今回は特例として最大6科目まで受験可能としております。そのため試験時間が通常と異なりますので、別紙の申込書でご確認ください。幼稚園課程でまだ未受験の方も、今回で全科目修了することが可能ですので、ぜひご検討ください。

追加の科目修了試験 <最終試験>	
試験日	令和2年3月23日（月） 11:00～16:40
試験会場	本学（福岡）のみ
受験申込期限	令和2年3月10日（火）消印厳守 申し込みはレポート提出前や返却前でもできます。
レポート提出期限	令和2年3月16日（月）消印有効 期日間際に到着した場合は、試験日までにレポートが返却されない可能性がある旨、ご了承ください。
不合格した場合	仮に当試験で不合格となっても、それに係る追試・再試は実施しません

## 2) 追加試験の結果および証明書等

当試験の結果はできるだけ早くお知らせいたします。また、全履修生（既修了者を除く）に令和2年3月31日時点での単位修得状況にそった証明書等を発行・送付いたします。

## 3) スクーリングについて

スクーリングの追加実施は残念ながらございません。ご了承ください。

## 4) 全国的な特例制度の期間

前述のように、本学における特例制度は令和2年3月末で終了しますが、全国的にはいずれの免許・資格も、下記のように新たに5年間延長されているようです。詳細は各省庁のHPをご覧ください。

<幼稚園教諭免許について ～文部科学省 HP より～>

“令和元年6月7日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第26号）により、認定こども園法一部改正法及び教育職員免許法が改正されました。このことにより、幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれかを有していれば保育教諭等となることができる期間及び幼稚園教諭免許状取得の特例の期日が、認定こども園法一部改正法の施行の日から5年間であったところ、10年間（令和6年度末）に延長となりました。”

<保育士資格について ～厚生労働省 HP より～>

“令和元年9月4日に公布された「児童福祉法施行規則第六条の十一の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件」（令和元年厚生労働省告示第105号）により、特例制度が令和6年度末までに延長になりました。”